

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

環境負荷の低いエネルギー源を確保したい

No.24

経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成25年度

支援の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	コージェネレーションは、大幅な省エネルギー・省CO ₂ を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、更なる普及拡大を推進するための優遇措置を講じる制度である。
制度の内容	<p>一定の出力以上の熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年度、6分の5とする措置。</p> <p><税目>（地方税）固定資産税</p> <p>■対象：以下の要件すべてを満たすコージェネレーション設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得した年より起算して十年以内に販売されている最も新しい型式区分の設備 2. 当該設備の型式と一代前設備の型式と比較して生産効率、エネルギー効率、その他の事業の生産性いずれかが年平均1%以上向上している 3. 1基の発電出力10kW以上かつ総合効率が72%以上。 4. 動力発生設備がエンジン又はタービンを用いている 5. エンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する
対象となる方	上記のコージェネレーション設備の取得者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 熱電併給推進室 TEL：03-3580-2492</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネ財団ホームページ内の税制優遇説明に関するURL http://www.ace.or.jp/web/law/law_0030.html